

リスクコミュニケーションに関する本日の討議について

「第23回化学物質と環境に関する政策対話」資料

令和7年12月18日
環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課

- 11月26日に行われた準備会合では、第13回での議論を基に作成された「**化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて**」(平成30年1月発表)を起点にした議論展開を提案。事前アンケートによる、各主体の取組アップデートへのご協力をお願いした。
- 環境省からリスクコミュニケーション関連の取組3事例を紹介し、事前アンケートによる意見募集をお願いした。
- また、メンバーお二人から話題提供をいただき、リスクコミュニケーションについての意見交換を行った。

化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて

参考資料 1

平成 30 年 1 月 18 日
化学物質と環境に関する政策対話

1. 化学物質と環境リスクに関する理解力を身に付けることの重要性

化学物質（天然由来のものを含む）は、その様々な利便性（ベネフィット）により、私たちの生活になくてはならないものとなっている。一方で、その固有の性質として有害性を持つものもあり、その取扱いや管理の方法によっては、大気、水、土壤、生物といった環境媒体を経由して人の健康や生態系への影響を及ぼすおそれ（環境リスク）が懸念される。環境リスクの大きさはその有害性とばく露量によって表されるが、化学物質の多様性やばく露経路の複雑さ等により十分に理解されないことが多い。

化学物質の製造から流通、使用、そして廃棄に至るまで、化学物質のライフサイクル全体を捉えて、その利便性を享受しつつ環境リスクを適切に管理していく観点から、化学物質の有用性やそれぞれの性状、役割とともに環境リスクを理解する力を身に付けることが極めて重要である。そして、まずは一人ひとりが化学物質と環境リスクの関わりを自らの課題として捉え、化学物質に関して興味・関心を持つことが、化学物質と環境リスクに関する理解力の底上げにつながる。

このためには、行政、事業者、教育機関等の様々な主体が、「化学物質と環境リスクに関する理解力」を身に付ける機会を提供し、市民をはじめとする化学物質の利用者がその力を向上させ、化学物質に関する基本的素養を高めることにより、化学物質の選択や使用、廃棄の際に、自ら環境リスクを適切に判断し、低減するための行動につなげることが期待される。

目次（4章構成）

1 化学物質と環境リスクに関する理解力を身に付けることの重要性

2 様々な世代・主体の参加

3 各主体及び主体間連携による取組

4 将来に向けた視点

次のスライドへ

「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」における各主体及び 主体間連携による取組（第3章からの抜粋）



主体	進めている取組（平成30年1月公開時点）	今後の取組の方向性
行政	環境省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質のリスコミにおける理解促進を担う人材として「化学物質アドバイザー」を派遣 ・ 市民・地方公共団体向けのガイドブックや化学物質ファクトシートを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会情勢の変化や市民の関心に対応した最新情報を反映したガイドブック等の内容更新、わかりやすさの追求 ➤ 有害性情報データベースや環境リスク評価事例集、リスク低減に向けた取組事例集当の拡充 ➤ 省庁と地方公共団体、他の主体との連携
	環境省/経産省 <ul style="list-style-type: none"> ・ PRTR制度の共管（各事業所からの化学物質排出・移動量データのHP上での公開） 	
	経産省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体対象にリスコミの講義・演習実施 ・ GHSに対応したSDS作成のための事業者向け講習会の実施 ・ サプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質情報伝達スキーム（chemSHERPA）開発と普及 	
	厚労省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者がさらされる恐れのある危険有害化学物質等のGHS分類とモデルラベル・モデルSDS作成と「職場のあんぜんサイト」等で公開 ・ 中小企業向け簡易リスクアセスメント支援ツール公開、無料相談窓口設置や専門家派遣 	
	地方公共団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害ごみの分別・処理の市民向け周知の実施 ・ 地域事業者や市民対象の化学物質関連セミナー開催 ・ 大規模災害時の対策事例集の作成 ・ 事業所で取り扱う化学物質の種類や量、危険性情報等の定期的な提供 	
	事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【消費者向け】 製品成分である化学物質の種類や取扱上の注意ラベル表示や取扱説明書の添付 ・ 【子供・市民/地域住民向け】 化学実験ワークショップ、化学物質のベネフィット及びリスクやリスク低減施策に関する情報共有や対話集会開催、教員との対話実施 ・ 【労働者向け】 化学プラント等の保安・防災にかかるリーダー研修等の実施。業界団体による教育プログラム提供等の人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子供/市民対象の普及啓発・対話の継続 ➤ 事例共有、他事業者・地域への展開 ➤ 製品含有化学物質に関するわかりやすく入手しやすい情報の提供 ➤ サプライチェーン双方向での情報共有の仕組み検討 ➤ 従業員のスキルアップ
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育や消費者教育などの観点から、社会科、理科、保健体育、家庭などの各教科に特質に応じた取り扱い（小学校では公害防止の取組、中学校では化学物質の適切な取り扱いや有害性などを学ぶ） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小・中・高等学校の学習指導要領に示す教育内容実施 ➤ 児童生徒の発達段階に応じた学習内容の工夫 ➤ 社会人教育も含めた高等教育機関の体制・内容充実検討
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な製品等について化学物質に関するラベル表示や取扱説明書等に従って適切に利用、地方自治体の指示に従った分別、環境リスクの小さい製品の選択とコストの適切な負担などが求められる。 ・ NGO/NPO等市民団体が、学習会開催やHP・パンフレットを通じた情報提供、消費者からの相談受付など 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主体者意識をもって化学物質の環境リスクに関する認識を高めて行動に移し、結果や感想、他主体への期待等をフィードバックする ➤ 各主体による活動のつなぎ手としての市民団体活動
主体間連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政や事業者、地域の市民団体が、環境に関する講座や体験型ワークショップ等を開催するなど、地域レベルでの取組 ・ 学校等の教育機関、行政、事業者、市民が連携し、市民や子供を対象とした取組実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者同士、事業者と市民など、互いの情報共有に対する期待や課題を相互にわかりやすく伝えあう ➤ 地域における環境学習の場を活用した行政・事業・教育機関・市民等の主体間連携促す取組 ➤ 地方公共団体や事業者への連携による市民向け講座の継続開催、社会人教育の充実

GFC国内実施計画におけるリスクコミュニケーション関連取組



- 2025年4月に制定・公表されたGFC国内実施計画では、戦略的目的B「知識・データ・情報の生成・公開・アクセス」で設定された7つのターゲット（特に、B5）に関して、政府によるリスクコミュニケーション関連の取組が記載されている。第19-20回政策対話で収集された取組事例集である付属書Aでは、各主体による関連取組が記載されている。

戦略的目的B 意思決定とアクションのための包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

ターゲットの概要		国内実施計画からの抜粋 <政府の取組>	付属書A <各主体の取組>
B1	データ・情報の生成、利用、アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の特性等に関するデータベースの構築/運用/更新 バリューチェーンを通じた化学物質の情報共有に対して、法規制情報等を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質管理・利用に必要な情報基盤の整備 (Webkis-Plus 等) (研究機関)
B2	材料や製品中化学物質情報の利用	<ul style="list-style-type: none"> 資源循環と化学物質管理の両立での情報伝達の推進、製品環境情報伝達基盤の検討 サステナビリティ情報に化学物質情報を追加 廃棄物処理法に基づく廃棄物の情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンを通した化学物質情報伝達システムの構築・運用 (chemSHERPA, IMDS) (産業界) 製品中化学物質情報 (管理対象物質の含有情報、安全性等) の作成、管理、公開 (GPS/JIPS, GADSL 等) (産業界) 製品中化学物質のトレースシステムに関する研究・試行 (学術界) 製品中化学物質成分情報の開示に関する自主基準の制定 (産業界)
B3	環境放出・生産データの生成と公開	<ul style="list-style-type: none"> PRTR制度に基づく第1種指定化学物質に関する排出・移動量等のデータの収集・推計・公表 排出・移動量等のデータを活用したリスク評価結果の情報提供や災害被害防止準備 	<ul style="list-style-type: none"> PRTR データをわかりやすい形で解析・周知 (検討会・勉強会等) する (市民団体)
B4	有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用	<ul style="list-style-type: none"> GLP基準への適合確認を受けようとする試験施設に対する適合性の確認 OECDテストガイドラインと整合した試験法の見直し 環境リスク初期評価の実施 QSAR等の新たな評価手法の開発・活用に向けた検討 化学物質の複合影響評価に関する知見の収集及び試行的評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 製品含有化学物質の管理に関するガイドラインの策定・公表 (産業界) 化学物質リスク評価支援ポータルサイトの公開・管理 (JCIA BIGDr) (産業界) 企業による自社製品の安全性の継続的な評価の推進 (産業界)
B5	教育・研修・市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質アドバイザー派遣により、地域のリスクコミュニケーション推進を支援。「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」等、普及啓発資料を作成・公表 (環境省) 化学物質管理者の養成 (厚生労働省) 若手研究者の調査研究支援、化学物質管理セミナーの実施 (経済産業省) オンライン講座の開催、NITEケミマガ配信サービス (NITE) 	<ul style="list-style-type: none"> 自社製品の情報公開・リスクコミュニケーション (産業界) 化学物質管理に関するセミナー・フォーラム、ポスター・コンテスト等の開催 (産業界) 市民の化学物質への理解を深めるための公開講座、セミナー、学習会の開催、啓発パンフレット・ポスター等の作成・活用 (市民団体) 環境モニタリング結果に基づく、周辺住民への注意喚起等 (地方公共団体) 産業界と消費者との対話の場の設定。地域でのリスクコミュニケーション (市民団体)
B6	GHSの実施	<ul style="list-style-type: none"> GHS改定に合わせたJISの改正、参考としてのGHS分類の実施、GHS情報提供サイト等 	<ul style="list-style-type: none"> 製品表示に関する取組 (GHS自主的試行、安全図記号の自主基準化) (産業界)
B7	モニタリング・監視データ生成・提供	<ul style="list-style-type: none"> 生物相・環境媒体における化学物質濃度・潜在的ばく露源データ・情報の作成 化学物質環境実態調査、生体試料におけるモニタリング調査、エコチル調査等の実施と、調査成果の情報発信等、コホート調査に関する国際協力 研究機関等における環境研究の推進と調査データの体系的な整理・管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な製品・環境に関する自主的なモニタリング調査 (市民団体) 懸念化学物質に関する生態影響の実態調査 (研究機関) 地方公共団体における定期環境モニタリングの実施 (地方公共団体) 自主的環境モニタリング・リスク評価及びその結果の公開 (産業界)

事前アンケートでの質問項目

I) 「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」に記載された、各主体及び主体間連携による取組について

【自由記述】

2018年1月に公表された「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」(参考資料1)の3. 各主体及び主体間連携による取組に記載された「今後の取組の方向性」について、下図枠内のポイントをご参考に、現在までの状況についてご記入ください(分量は自由)。

ポイント1 新たに開始した取組、またはテコ入れした取組

ポイント2 主体間連携の状況(十分/改善余地ありなど)

ポイント3 推進要因(追い風)と阻害要因(ボトルネック)

II) 環境省によるリスクコミュニケーション関連の取組への关心事項

【自由記述】

準備会合で紹介した、リスクコミュニケーションに関する環境省の取組へのご意見をその理由も含めてご記入ください(分量は自由)。

- I. 化学物質アドバイザー制度
- II. かんたん化学物質ガイドシリーズ
- III. こども若者★いけんぶらす
- IV. その他お気づきの点など

上記項目について、

詳細を本会合で紹介してほしい、あまり世間に知られていないのは?、改善にむけてのご提案、連携を希望する、など

本資料にて回答まとめを報告

資料3にて回答まとめを報告

各主体によるリスクコミュニケーション関連の 最近の取組

各主体による新規またはテコ入れした取組 ー事前アンケート回答概要



主体	今後の取組の方向性（平成30年1月）	新規またはテコ入れした取組（平成30年1月以降）
行政	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会情勢の変化や市民の関心に対応した最新情報を反映したガイドブック等の内容更新、わかりやすさの追求 ➤ 有害性情報データベースや環境リスク評価事例集、リスク低減に向けた取組事例集当の拡充 ➤ 省庁と地方公共団体、他の主体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こども家庭庁のこども・若者意見反映推進事業と連携した化学物質に関する若者の意見交流。 ➤ 「CMP（Chemical and Circular Management Platform）」の構築・普及支援。 ➤ 混合物のGHS分類・ラベル作成を支援するWebツールの開発・提供、講習会実施。 ➤ 関係省庁連携で化学物質に関する法令・制度等に関するセミナーを毎年開催。 ➤ 厚生労働省等が主唱し、環境省及び経済産業省の協力のもと、化学物質管理強調月間（毎年2月）を令和6年度より実施。 ➤ 地方公共団体職員を対象としたリスクコミュニケーション講義に、市民・事業者との対話を想定した実演も導入。 ➤ 若手研究者対象の人材発掘・育成を目的とした調査研究支援
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子供/市民対象の普及啓発・対話の継続 ➤ 事例共有、他事業者・地域への展開 ➤ 製品含有化学物質に関するわかりやすく入手しやすい情報の提供 ➤ サプライチェーン双方向での情報共有の仕組み検討 ➤ 従業員のスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労安法改正に対応し、同業種で化学物質リスク講座を共同開催。 ➤ 消費者向け製品に「安全図記号」を導入、情報伝達の分かりやすさと理解力向上を目指す。 ➤ 季刊紙の発行。化学物質管理やリスクアセスメント評価ツール等を紹介。 ➤ ケミカルリスクフォーラムによる住民・行政・企業との対話を実施。クライシスコミュニケーション講座を開催して緊急時対応力を強化。 ➤ 資源循環情報や異業種間情報伝達を可能にするCMP開発・運営推進。 ➤ 自動車業界サプライチェーン全体の化学物質情報管理ガイドラインを策定、情報受け渡しのルールを共有。 ➤ サステナビリティ報告書等を通じた情報発信 ➤ 地元住民向けの広報誌配布・地元自治会・学生対象の工場見学の開催 ➤ 地域と連携した子ども向け化学教室の開催。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主体者意識をもって化学物質の環境リスクに関する認識を高めて行動に移し、結果や感想、他主体への期待等をフィードバックする ➤ 各主体による活動のつなぎ手としての市民団体活動 	<ul style="list-style-type: none"> • 学校と専門性の高い出前授業を実施できる企業・団体をつなぐ取組の実施。 • 社会的に懸念が高まっている化学物質・課題に関する国際セミナーや講演会・学習会の開催 • プラスチック条約交渉・環境基本法改正等に関する、政府への署名・提言活動
主体間連携	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者同士、事業者と市民など、互いの情報共有に対する期待や課題を相互にわかりやすく伝えあう ➤ 地域における環境学習の場を活用した行政・事業・教育機関・市民等の主体間連携促す取組 ➤ 地方公共団体や事業者への連携による市民向け講座の継続開催、社会人教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上述の取組の内、主体間連携に関わるもの赤字でハイライト。

推進要因と阻害要因 – 事前アンケート回答概要



推進要因（追い風）

1. ICT・オンライン化

- ICTツールの発展・普及によるオンライン開催等参加ツールの多様化・参加者増加
- SNS普及による情報収集・伝達の容易化

2. 法規制・業界動向

- 安衛法の改正によるタイムリーなテーマ設定
- 官民、サプライチェーンを通じた異業種の連携等
- ELV指令によるリサイクル材使用率の義務化・EUのデジタル製品パスポート（DPP）
- SDSの内容充実に伴う、現場での読み解き・活用支援ニーズの高まり

3. 業界連携

- 官民、サプライチェーンを通じた異業種の連携等
- 情報提供ルールの統一化（自動車と電子・電気業界）

4. 災害・安全対策

- 自然災害の増加傾向を受け、事故・災害への備えに対する関心の高まり

5. 次世代への関心

- 企業・団体の次世代育成への関心の高まり
- 化学物質の子どもへの影響に対する若い母親の関心の高まり

阻害要因（ボトルネック）

1. 運営上の課題

- PRTR制度開始から20年以上経過し、環境コミュニケーションの関心低下

2. 情報・コミュニケーションの課題

- SNS普及により、不安をあおる不確かな情報拡散が科学的な対話を困難にしている
→SNS時代の科学的な対話実現のための連携が必要

3. コスト・普及の課題

- CMP*利用にかかる費用が普及のハードルに。
*Chemical and circular Management Platform

4. 共有化

- 各事業者の事業内容に係る改善の共有化が課題

各主体による最近の取組 ① 大本委員

ポイント
1

新たに開始した取組、またはテコ入れした取組

- chemSHERPAを進化させ、サプライチェーン全体で製品含有化学物質情報と資源循環情報を正確・迅速に共有できる「CMP（Chemical and Circular Management Platform）」の構築・普及を支援。
- NITEは、令和2年度に混合物のGHS分類・ラベル作成を支援するWebツール「NITE-Gmiccs」の提供を開始し、継続的に講習会を実施。
- 化学物質に関する法令・制度やその改正内容の周知、届出等の方法に関する実務面での理解促進を目的としたセミナーを毎年開催。
- 地方公共団体職員を対象としたリスクコミュニケーション講義に、市民・事業者との対話を想定した実演も導入。
- 若手研究者（40歳未満）を対象とする、化学物質管理施策に関わる人材の発掘・育成を目的とした調査研究支援の実施。

ポイント
2

主体間連携の状況（十分/改善余地ありなど）

上記セミナーでは、関係省庁等からも講師を招くとともに、その一部の内容について、厚生労働省が主唱し、環境省及び経済産業省の協力のもと令和6年度より実施している化学物質管理強調月間（毎年2月）の取組の一環としても実施。

ポイント
3

推進要因（追い風）と阻害要因（ボトルネック）

講習会やセミナー等では、ICTツールの発展・普及に伴いオンライン開催等が可能になったことで、より多くの方にご参加いただけるようになった。

各主体による最近の取組 ② 橋高委員

ポイント
1

新たに開始した取組、またはテコ入れした取組

- ・ 環境基本法の改正の提案
- ・ オーフスネットは、2023年8月に環境基本法制定30周年の際に、環境基本法の改正を提案。具体的には、環境基本法の中に、環境の保全に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民、環境団体、専門家等は連携、協働するよう努めることを明記すること等を提案した。

ポイント
2

主体間連携の状況（十分/改善余地ありなど）

化学物質については、この政策対話の場があることは素晴らしい。しかし、設置に法的な根拠はない。また、化学物質以外の分野では、同様の場は設けられていない。

ポイント
3

推進要因（追い風）と阻害要因（ボトルネック）

ITなど技術の進化により、参加するためのツールが豊富になる
意識改革が必要？

環境基本法とオーフス3原則

- 環境は権利？
- 参加の権利？
 - 情報アクセス
 - 意思決定への参加
 - 司法アクセス
- 協働・連携は？
 - NPOやNGOは？



各主体による最近の取組 ③ 崎田委員

ポイント
1

新たに開始した取組、またはテコ入れした取組

- ① 学校と専門性の高い出前授業を実施できる企業・団体をつなぐ取組：

代表理事を務めるN P O 法人新宿環境活動ネットで、約60の企業・団体のプログラムを網羅した「“まちの先生”環境学習プログラムガイド」を制作して教育委員会や自治体を通じて学校に情報提供し、指定管理する環境学習施設などで学校と企業をつなぐコーディネートを実施。出前授業だけでなく、「S D G s フェス」など地域イベントを開催して、広く発信機会を創出。

- ② 「かつしか省エネ再エネ健康住宅普及促進連絡会」（東京23区の「区長会調査研究機構」が2021、2022年に実施した「ゼロカーボン特別区調査研究」から生まれた勉強会）：

初めて開催した地域イベントでは、「けんこう第一！」と化学物質過敏症やシックハウス症候群への対策を重視した断熱住宅の呼びかけを実施。健康かつ断熱の徹底したこれからの健康な住まい方を呼びかけた。

ポイント
2

主体間連携の状況（十分/改善余地ありなど）

- ② 地域の工務店と設計士と行政の連携

ポイント
3

推進要因（追い風）と阻害要因（ボトルネック）

- ① 次世代育成に関心ある企業・団体の中には、化学品の作用で効果を上げる取組や、化学物質の使用量を抑える取組の普及を、わかりやすく楽しく伝えようとするものも徐々に出てきている。



各主体による最近の取組 ④ 須方委員

ポイント
1

新たに開始した取組、またはテコ入れした取組

- ① SDS通知制度改善への取組：2024年より、化学品のサプライチェーン全体にわたる全てのSDS作成者と全てのSDS使用者を対象とし、安衛法の改正に伴い改正された化学物質。管理制度の理解促進を目的とした講習会を開催。
- ② 2008年から化学物質のリスク評価を担う実務者の育成を目的とした「ケミカルリスクフォーラム」を継続的に運営。2018年度以降は、Web聴講（オンライン配信）導入、2021年度からは企業内研修で幅広く活用できる社内配信コースを新設→オンライン聴講者数が大幅増加し、幅広い業務分野の参加者が利用。
- ③ レスponsブルケア活動の一環として、ステークホルダーとの対話活動：国内14地区の工場近隣地域の住民、行政、会員企業との対話、消費者団体との対話、個別事業所と地域との対話を実施。2025年度は、事故や災害発生時に必要となる情報を迅速かつ正確に伝える能力を強化し、緊急時における企業の説明責任と地域社会への信頼確保に寄与する取り組みを進めるため、クライシスコミュニケーション講座を開催し、約150名が参加した。

ポイント
2

主体間連携の状況（十分/改善余地ありなど）

- ① 厚労省等からの後援。経団連、日本自動車工業会と共に。また、業界を問わずSDS作成者・使用者に広く参加を呼びかけた結果、会場で約230名、Teamsでは14,000名を超える参加者を招集。
- ② 市民及び行政や教育機関からも参加

ポイント
3

推進要因（追い風）と阻害要因（ボトルネック）

- ① 安衛法の改正・タイムリーなテーマ設定（SDS作成と利用の仕方）・官民、サプライチェーンを通じた異業種の連携等
- ② 昨今の自然災害の増加傾向を受け、事故や災害への備えに対する関係者の関心が高くなっている
- ③ SDSの内容充実に伴う、現場での読み解き・活用支援ニーズの高まり

各主体による最近の取組 ⑤ 中下委員、中地委員

ポイント
1

新たに開始した取組、またはテコ入れした取組

- プラスチックに含まれるEDCをはじめとする有害化学物質及びマイクロプラスチック（MP）・ナノプラスチックの危険性についての理解力の向上を目指して、内外の専門家を招いての国際セミナー・講演会・学習会の開催。
- 国連プラスチック条約にこのような有害化学物質規制・MP規制を盛り込ませるための国への働きかけ（署名活動、INCでのロビー活動の実施など）。プラスチック条約に3つの項目を盛り込むよう求める署名活動を共同展開した結果、INC5.2までに83,000余筆の署名を取りまとめ、国（環境省）に提出。
- 市民の方の有害化学物質に関する理解を促進していくために、社会問題になっている化学物質に関連する公開講座を開催している。テーマについては、PRTR制度、半導体産業で使用される化学物質、農薬、香害、PFASなど

ポイント
2

主体間連携の状況（十分/改善余地ありなど）

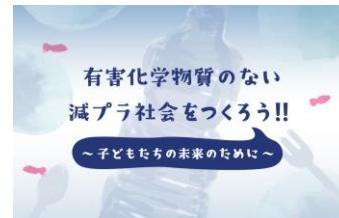
- 全国の生活協同組合と市民団体・市民とが連携して「有害化学物質から子どもを守るネットワーク（子どもケミネット）」を設立（2023年4月）。上記の講演会・学習会、署名活動等を実施。

ポイント
3

推進要因（追い風）と阻害要因（ボトルネック）

- 生協組合員には若い母親も多く、有害化学物質がもたらす子どもの健康への悪影響についての関心が高い
- オンラインで開催により、全国から参加できるようになったため、公開講座の参加者が増加
- 各事業者の事業内容に係る改善の共有化までには、まだまだ課題がある。

有害化学物質から子どもを守るネットワーク
the Network for Protecting Children from Toxic Chemical Substances



各主体による最近の取組 ⑥ 江口委員（当日欠席）

ポイント
1

新たに開始した取組、またはテコ入れした取組

- 公害資料館※ネットワーク立ち上げをきっかけに開始した取組。

※公害資料館とは、公害地域で、公害の経験を伝えようとしている施設や団体のこと。展示機能・アーカイブ機能・研修受け入れ（フィールドミュージアム）の3分野のどれかの機能を担っており、必ずしもハードとしての建物の有無は問わない。運営主体についても国・地方自治体・学校・NPOなどがあり、公立／民間など運営形態も様々。各公害資料館の間には立場による運営方針や主張の違いがあつてもよい。



ポイント
2

主体間連携の状況（十分/改善余地ありなど）

- そもそも協働取組を前提にしたネットワークであり、研究会でもある。
- しかしながら、公害資料館ネットワークというマルチステークホルダーの中にとどまっていることを感じる。属性としては、公害資料館の従事者や自治体、学校、研究者、直接的な関係のある企業の割合が大きい。リスクの観点からは、過去の公害問題とは直接関係のない企業や業界団体、労働者や消費者などまだまだ主体間連携を広げる余地があると思われる。

ポイント
3

推進要因（追い風）と阻害要因（ボトルネック）

- SDGsのような異なるセクター間で共有し得る目標があると、対話の発端になる。
- 公害は地域の歴史や伝統文化と密接に結びついているため、環境問題への関心とは別の入り口になりうる。
- 社会全体が情報過多であるにも関わらず、様々な情報の非対称性が存在している。
- 一般的に、協働や対話は手段として見なされることが多いが、協働や対話そのものを目的や権利として捉えることにより、より多くの市民を包摂することができる。